

# 投資確認書【スタートのつみたて投信】

この書面は、スタートのつみたて投信に関する留意事項が記載されております。投資信託の基準価額は、組入価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。よって、投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべてお客様に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面をよくお読みください。

## 1. スタートのつみたて投信の申込・変更・中止の方法について

申込・変更・中止の際は、スタートのつみたて投信申込・変更・中止届に必要な事項を記入し、署名（法人の場合は捺印も）を行った上で当社にご提出下さい。尚、申込・変更・中止届の効力が発生する時期については、スタートのつみたて投信申込・変更・中止届の記載事項をご参照下さい。

## 2. 買付銘柄及び金額のご指定について

当社の取扱投資信託の中から、1万円以上、1千円単位で毎月の買付銘柄及び金額をご指定下さい。但し、投資信託によっては、最低申込単位等が定められている場合があります。

## 3. 払込方法について

スタートのつみたて投信申込・変更・中止届にて、以下の払込方法をご指定下さい。

### ① 預金口座からの振替（SMB Cファイナンスサービス株式会社自動引落し）

お客様から指定頂いた預金口座から、毎月27日の振替日に、預金口座振替の方法によりSMB Cファイナンスサービス株式会社から引落しをさせていただき、振替日の6営業日後に当社における、お客様の証券総合サービス口座へ入金、記帳させていただきます。但し、各期日が金融機関休業日の場合は、各期日の翌営業日の引落し、入金、記帳となります。

### ② MRF・預り金の自動換金

当社における、お客様の証券総合サービス口座内のMRF・預り金残高より、買付投資信託の受渡金額を、受渡日に自動解約または充当させていただきます。

## 4. 買付方法について

お客様にご指定いただいた銘柄・金額・預り区分（NISA口座・特定口座・一般口座）の通りに買付いたします。お客様にご指定していただいた払込方法により、買付資金が確保されない場合（預金口座からの振替方法では引落し不可の場合、MRF・預り金の自動換金では買付申込日の前営業日までに買付金額以上の残高が無い場合）は、原則、当社は買付を行いません。引落し不可が連続3回となった場合、自動的に自動引落し口座(銀行)は「引落し休止」となります。

## 5. 買付申込日、買付価額について

原則、以下の買付申込日とします。但し、海外の金融商品取引所市場が休場等の理由で申込が出来ない場合は、翌申込可能日に買付申込を行います。買付価額は、買付約定日の基準価額に所定の購入時手数料及び消費税を加えた金額といたします。

①預金口座からの振替の場合 振替日（毎月27日）の6営業日後

②MRF・預り金の自動換金の場合 毎月第1営業日

## 6. 収益分配金の再投資について

スタートのつみたて投信申込・変更・中止届により分配金の再投資をご選択された場合、振替決済口座に記載または記録されている選択された銘柄の投資信託に係る収益分配金は、お客さまに代わって弊社が受領の上、税金等を差し引いた金額をお客さまの累積投資口座に繰り入れ、対象となる投資信託の目論見書(投資信託説明書)等に定める方式により当該投資信託の買付けを行います。再投資を選択された場合、保有されている同一銘柄は全て再投資となりますのでご注意ください。なお、再投資分の購入時手数料等は無料といたします。

## 7. 少額投資非課税制度NISA(成長投資枠・つみたて投資枠)の利用について

お客様から少額投資非課税制度NISA(成長投資枠・つみたて投資枠)口座での買付をご指定いただいた場合は、原則、当社はお客様の設定されている特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定の上限に達するまで、少額投資非課税制度NISA(成長投資枠・つみたて投資枠)口座にて、設定していただいた金額指定の方法で投資信託を買付いたします。ただし、買付の際に、お客様の設定されている特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定が既に上限に達していた場合、又は上限を超過する場合は、買付金額全額分を特定口座又は一般口座で買付申込を行います。※ただし、つみたて投資枠での買付で上限を超過した場合で、成長投資枠の利用可能金額で全額買付出来る場合に限っては成長投資枠での買付となります。

## 8. 購入時手数料について

購入時手数料及び申込単位については、別紙「投資信託 申込手数料表」や目論見書の内容を必ずご確認ください。

## 9. リスクについて

投資信託にかかるリスクは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク等があり、それぞれの投資信託により異なります。ご指定いただいた投資信託の、目論見書の内容を必ずよくお読みの上、損失が生じる恐れがあることをご理解下さい。

## 10. 税金について

個人のお客様は、投資信託の売却(譲渡)による差益(譲渡益)に対して、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税率で課税されます。また、普通分配金は、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の税率で源泉徴収されます。但し、法人のお客様の場合は異なります。尚、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。詳しくは、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

## 11. その他留意点

①この契約に関しては、クーリング・オフの対象にはなりません。(金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。)

②この契約によって取得した投資信託は、スタート証券の取引約款集「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づき管理いたします。

③スタートのつみたて投信取扱規程は、法令の変更、その他の諸規則の変更等により、その必要が生じたときは改定されることがあります。

私は、貴社におけるスタートのつみたて投信の取引を開始するに当たり、上記事項についての説明を受け、その内容を十分確認しました。また、投資信託の商品性、取引の仕組み、投資リスク、購入時手数料及びその他の費用についても、貴社より十分な説明を受け理解しました。よって私の判断と責任において、当該投資取引を行うことをここに申し入れます。

(投資確認書【お客様交付用】 2024.01.01 改定)  
証券・証券管理-00386